第２部　令和５年度決算

１．決算の作成と国会への提出

５年度決算は、６年９月３日これを会計検査院に送付し、その検査確認を経て６年11月29日第216回国会に提出した。

２．５年度における予算執行の実績

５年度における予算執行の実績をみると、一般会計における収納済歳入額は、1,402,016億円であって、歳入予算額1,275,803億円に対して9.8％上回り、支出済歳出額は、1,275,788億円であって、歳出予算現額1,455,332億円に対して12.3％下回った。この結果、５年度の歳入歳出差引き剰余金（歳計）は、126,227億円となった。

特別会計における収納済歳入額を合計すると4,282,654億円であり、支出済歳出額を合計すると4,125,344億円であった。政府関係機関における収入済額を合計すると19,764億円であり、支出済額を合計すると18,164億円であった。

次に、５年度予算のうち、諸般の事情により年度内にその支出を終わらないで翌年度に繰り越された金額は、一般会計において110,632億円、特別会計の合計において46,116億円であり、また、諸般の事情により不用となった金額は、一般会計において68,910億円、特別会計の合計において205,054億円、政府関係機関の合計において8,297億円であった。

また、一般会計において、原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるために原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を使用した額は、11,310億円であり、予見し難い予算の不足に充てるために予備費を使用した額は、3,077億円であった。

なお、ウクライナ情勢に伴い発生しうる経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるためのウクライナ情勢経済緊急対応予備費については、使用しなかったため全額不用となった。

３．決算の主な内容

⑴　一般会計

５年度の一般会計の決算について説明すると、

歳入決算総額は	140,201,616,142千円
歳出決算総額は	127,578,849,479千円

であり、

歳入歳出差引き	12,622,766,662千円

の剰余を生じた。

この剰余金は「財政法」(昭22法34)第41条の規定により一般会計の６年度の歳入に繰り入れた。

この剰余金には、４年度までに発生した剰余金の使用残額	１千円

が含まれているので、差引き

５年度の新規発生剰余金は	12,622,766,660千円

となった。

この新規発生剰余金から６年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額

	11,063,276,209千円
を控除した額	1,559,490,451千円

が繰越歳出予算財源控除後の５年度の新規発生剰余金である。

さらに、この剰余金から純剰余金の計算上控除する額として

地方交付税交付金財源	667,870,702千円
復興費用及び復興債償還費用財源	6,832,928千円
脱炭素成長型経済構造移行費用財源	33,004,699千円

を控除すると

５年度における「財政法」(昭22法34) 第６条の純剰余金は	851,782,120千円

となった。

以上の歳入決算総額及び歳出決算総額を５年度の歳入予算額及び歳出予算現額に比較すると、

歳入においては	12,621,216,311千円

増加し

歳出においては	17,954,374,738千円

減少した。

５年度の歳出予算現額は

歳出予算額	127,580,399,831千円
当初予算額	114,381,235,569千円
予算補正追加額	16,709,001,560千円
予算補正修正減少額	3,509,837,298千円
前年度繰越額	17,952,824,386千円
計	145,533,224,217千円

となる。このうち

同年度において支出済みとなった額は	127,578,849,479千円
同年度において支出を終わらず翌年度に繰り越した額は	11,063,276,209千円
同年度において支出を終わらず不用となった額は	6,891,098,529千円

である。

⑵　特別会計

５年度の特別会計の決算について概説すると、同年度における特別会計の数は、13であって、これら特別会計の歳入歳出決算額を合計すると、

歳入決算額において	428,265,414,639千円
歳出決算額において	412,534,462,154千円

である。

⑶　政府関係機関

５年度の政府関係機関の決算について概説すると、同年度における政府関係機関の数は、４であって、これら政府関係機関の収入支出決算額を合計すると、

収入決算額において	1,976,486,159千円
支出決算額において	1,816,430,587千円

である。

⑷　国税収納金整理資金受払

５年度の国税収納金整理資金の受払いについて説明すると、同年度における資金への収納済額は

各税受入金	99,288,321,255千円
その他	1,434,946,085千円
計	100,723,267,341千円

であり、資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、

国税に係る還付金の支払命令済額	24,336,751,281千円
国税に係る一般会計の歳入への組入額	71,570,353,767千円
国税に係る交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入への組入額	2,556,631,694千円
国税に係る国債整理基金特別会計の歳入への組入額	116,100,923千円
国税に係る東日本大震災復興特別会計の歳入への組入額	461,499,023千円
計	99,041,336,689千円

である。

㈱　計数は、単位未満を切り捨てているので、端数において合計とは合致しないものがある。